○国土交通省告示第二百二十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年一月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十二年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号の九の原動機用蓄電池 第二条第五号の十の感電防止装置	第百号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○	○

を

第二条第五号の九の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○	○
	第百三十六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十の感電防止装置	第百号第二改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○	○
	第百三十六号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

に

「第百三十五号」を「第百三十五号改訂版」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

国家試験

平成 28 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者

公認会計士試験規則(平成16年内閣府令第18号)第９条第２項の規定に基づき、平成28年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験(平成27年12月６日施行)の合格者の受験番号を、次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 20 日

公認会計士・監査審査会会長　千代田邦夫

受験番号	受験番号	受験番号
関東財務局		
第100001号	第100010号	第100012号
100016	100017	100018
100029	100047	100057
100059	100060	100073
100080	100082	100091
100093	100100	100101
100102	100104	100112
100123	100124	100126
100129	100141	100142
100147	100150	100153
100163	100164	100175
100182	100198	100212
100213	100216	100222
100233	100239	100241
100249	100251	100253
100255	100261	100262
100263	100268	100276
100279	100283	100288
100301	100308	100311
100312	100313	100321
100324	100326	100330
100332	100340	100341
100342	100347	100357
100360	100364	100367
100371	100372	100373
100374	100375	100376
100378	100385	100388
100391	100392	100396
100398	100407	100408
100423	100428	100431
100434	100440	100446
100448	100457	100469
100475	100479	100480
100485	100498	100508
100520	100545	100551
100557	100567	100575
100591	100594	100599
100601	100614	100619
100620	100622	100624
100627	100629	100631
100637	100641	100643
100655	100656	100659
100667	100668	100671
100674	100675	100679
100685	100687	100688
100700	100702	100703
100705	100707	100716
100726	100744	100747
100751	100752	100753
100755	100770	100776
100778	100779	100786
100792	100796	100800
100802	100804	100805
100821	100835	100839
100840	100844	100846
100850	100852	100863
100866	100869	100870
100873	100877	100886
100892	100904	100907
100910	100911	100915
100918	100919	100920
100937	100940	100947
100951	100954	100962
100963	100964	100969
100981	100983	100991
100993	100994	100997
101000	101007	101017
101022	101026	101027
101032	101039	101050
101053	101064	101069
101078	101079	101080
101082	101098	101101
101105	101116	101129
101131	101136	101158
101160	101162	101166
101173	101174	101183
101187	101192	101194
101199	101201	101202
101203	101205	101206
101235	101236	101240
101241	101251	101256